

令和6年第3回市議会定例会において可決された意見書

地方財政の充実・強化を求める意見書

令6.9.30	第3回定例会で可決
提出先	衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、内閣官房長官 経済財政政策担当大臣、地方創生担当大臣 規制改革担当大臣、財務大臣 文部科学大臣、厚生労働大臣 経済産業大臣、国土交通大臣 環境大臣、総務大臣

地方公共団体は、医療・介護などの社会保障への対応や地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、こども・子育て政策の強化、デジタル田園都市国家構想・地方創生の推進、頻発する自然災害への対応など、様々な政策課題に対応しなければならず、加えて、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材は限られることから、今後の行財政運営は相当困難なものになることが予想されます。

このような中、令和6年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むとされているところです。

引き続き、地方が責任をもって、社会保障や足元の物価高対策はもとより、人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、デジタル化の推進、地域交通対策、脱炭素化対策、地方創生の実現など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められます。

よって、国におかれては、令和7年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、次のとおり措置されるよう強く要請します。

記

1. 原油価格・物価高騰対策に対応できるよう必要な財政措置を講じること。
2. 社会保障、物価高騰対策、人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、デジタル化の推進、地域交通対策、脱炭素化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
3. 地方創生の実現に向け、「地方創生推進費」を来年度以降も継続し、拡充すること。
4. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。また、地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。

5. 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
6. 「こども・子育て支援加速化プラン」の実施、地域医療の確保、児童虐待防止対策、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
7. 地域の活性化のため重要な役割を担う地域公共交通について、普通交付税の個別算定項目に地域交通政策に関する項目を位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。